

生成AIの利用 ⑦ 一国のガイドラインから

個人情報やプライバシーに関する情報保護に係る留意点

① 生成AIに入力した個人情報やプライバシーに関する情報が生成AIの機械学習に利用されることがあり、生成AIから回答として出力されるリスクがあります。また、AIが生成した回答に不正確な個人情報やプライバシーに関する情報が含まれるリスクがあります。



② 上記の点を踏まえ、学校教育においては、子供たちが校内や家庭で利用する場合、教職員が授業や校務等で利用する場合のいずれにおいても、以下の点に留意することが必要です。

- 生成AIに指示文を入力する際は、個人情報やプライバシーに関する情報を入力しない。
- AIが生成した回答に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれている場合には、その回答の利用は差し控える。
- アカウントを設定し、使い始める際、入力した指示文が機械学習に利用されない設定とする。

③ なお、個人情報保護法との関係では、教職員が特定された利用目的を達成するために必要最小限の範囲を超えて個人情報を利用する場合や、当該個人情報が機械学習に利用される設定となっている場合には、同法違反となり得ます。例えば、以下のようなケースは違反となり得ることから、留意が必要です。

- 教職員が授業や校務とは無関係に興味本位で生徒の個人情報を生成AIに入力した場合、たとえ機械学習に利用されないとしても、公立学校の場合は第69条第1項に違反する可能性がある。
- 教職員が成績情報を生成AIに入力し、これらの情報が当該生成AIの機械学習のために利用される場合、これらの情報について特定されている利用目的がたとえ生徒の成績評価のためであっても、公立学校の場合は第61条第1項・第69条第1項・第71条第1項に違反する可能性がある。